

ネーミングライツ事業の導入について

1 目的

市が所有する施設の愛称を決定する権利（命名権）を法人に付与することにより、当該法人からその対価を得ることで、施設の運営維持と利用者のサービス向上を図るとともに新たな財源確保を目的とします。

2 対象施設（※別紙1）

スポーツ施設、公民館等集会施設、公園、子育て支援施設、駅前駐車場・駐輪場、市道、歩道橋など不特定多数の市民が利用する施設や道路を対象とします。

3 命名権の付与期間

原則3年以上5年以内

4 命名権料

法人から提案された命名権料について、施設の広告価値や同種施設に関する他市町村の事例等を参考に決定します。

5 応募の方法

（1）募集期間

- ・令和3年1月15日（金）～令和3年4月14日（水）

（2）周知方法

- ・古河市公式ホームページ及び広報1月号に掲載
- ・古河商工会議所、古河市商工会及び古河市工業会へチラシ（※別紙2）を配布

6 審査の方法

古河市ネーミングライツ審査委員会で評価を行ったうえで優先交渉権者を決定し、看板表示の新設や変更等の協議を経て決定します。

7 今後のスケジュール

	内 容
R3.1月～4月	命名権者の募集
R3.5月～6月	委員にて優先交渉権者の選定、契約
R3.7月～8月	施設名称及び施設内外の看板等変更（契約者負担）
R3.9月	新名称で使用開始